

2015年(平成27年)5月29日 金曜日

Q 従業員から當日に有給休暇の申請がありました。有給休暇とはどのようなものですか。当日の申請でも認めなければならないのですか。

A 有給休暇とは、毎年一定の日数の休暇を有給で保障するものです。使用者は、6ヶ月以上継続勤務し、その8割以上

出勤した労働者に対して一定日数の有給休暇を与えないわけなりません。パートタイマーの場合は労働日数によって比例付与されますが、週30時間以上勤務する人や週5日以上勤務する場合は一般労働者と同じ扱いになります。

有給休暇が未消化の場合は2年で時効になります。また、有給休暇の買上げは、あらかじめ合意することは違法です。

Q 従業員から當日に有給休暇の申請がありました。有給休暇とはどのようなものですか。当日の申請でも認めなければならないのですか。

A 有給休暇とは、毎年一定の日数の休暇を有給で保障するものです。使用者は、6ヶ月以上継続勤務し、その8割以上

出勤した労働者に対して一定日数の有給休暇を与えないわけなりません。パートタイマーの場合は労働日数によって比例付与されますが、週30時間以上勤務する人や週5日以上勤務する場合は一般労働者と同じ扱いになります。

有給休暇が未消化の場合には2年で時効になります。また、有給休暇の買上げは、あらかじめ合意することは違法です。

あれこれ 法律

日における労働者の労働が事業運営に不可欠であること②代替要員の確保が困難であることーの2点が必要です。

具体的には、労働者の職務の代替性の有無・程度(職務の一般性・専門性)、代替要員の確保の

が、未消化分について事後的に対価を支払うことには許されます。もつとも使用者は未消化分を買上げる義務を負うわけではありません。

労働者から特定の日にについて有給休暇の請求がなされた場合に、指定された日に休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には使用者はそれを変更することがあります。(弁護士 松田健太郎)

では遅すぎると考えられ、請求を認めないことがあります。

（弁護士 松田健太郎）

有給休暇の当日申請

雇用側には変更する権利

Q 従業員から當日に有給休暇の申請がありました。有給休暇とはどのようなものですか。当日の申請でも認めなければならないのですか。

A 有給休暇とは、毎年一定の日数の休暇を有給で保障するものです。使用者は、6ヶ月以上継続勤務し、その8割以上

出勤した労働者に対して一定日数の有給休暇を与えないわけなりません。パートタイマーの場合は労働日数によって比例付与されますが、週30時間以上勤務する人や週5日以上勤務する場合は一般労働者と同じ扱いになります。

有給休暇が未消化の場合には2年で時効になります。また、有給休暇の買上げは、あらかじめ合意することは違法です。

Q 従業員から當日に有給休暇の申請がありました。有給休暇とはどのようなものですか。当日の申請でも認めなければならないのですか。

A 有給休暇とは、毎年一定の日数の休暇を有給で保障するものです。使用者は、6ヶ月以上継続勤務し、その8割以上

出勤した労働者に対して一定日数の有給休暇を与えないわけなりません。パートタイマーの場合は労働日数によって比例付与されますが、週30時間以上勤務する人や週5日以上勤務する場合は一般労働者と同じ扱いになります。

有給休暇が未消化の場合には2年で時効になります。また、有給休暇の買上げは、あらかじめ合意することは違法です。